

子育て・教育環境の充実

0～2歳児保育無償化に向けた取組

○ 0～2歳児の保育料無償化

➤ 多子軽減の所得制限撤廃と第2子の保育料無償化を令和6年9月から実施

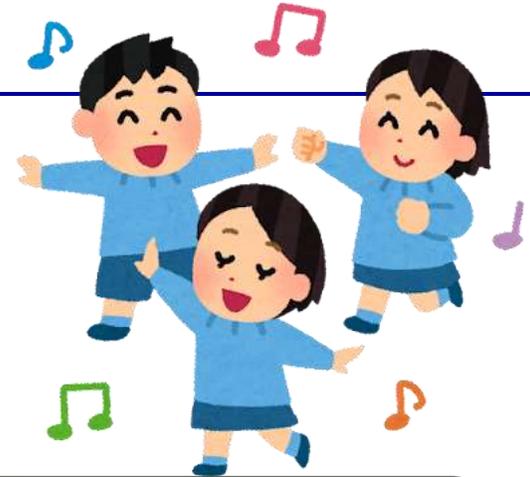
現 行

- 保育料の多子軽減において、年収約360万円以上の場合、小学生以上はカウント対象外
- 第2子は半額（第3子以降は無償）

令和6年9月以降

- 所得制限を撤廃し、小学生以上もカウント
- 第2子の保育料を無償化

➤ 保育所等と類似の支援がなされている児童発達支援についても、多子軽減に係る所得制限の撤廃及び第2子の利用者負担額の無償化を実施



待機児童を含む利用保留児童の解消に向けた取組

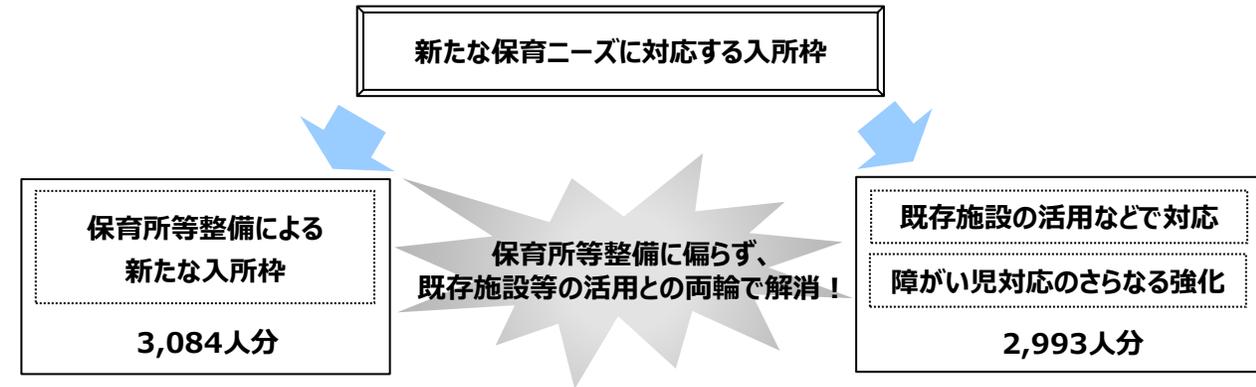
○ 民間保育所等整備事業

- 保育を必要とする全ての児童の入所枠を確保し、待機児童を含めた利用保留児童を解消
- 保育室の空き等を活用した期間限定保育の実施、保育所等への賃借料支援事業 など
- あらゆる対策を講じてもなお3歳児の保育枠が不足する地域について、一部の市立幼稚園を認定こども園へモデル的に移行

○ 地域型保育事業（連携支援事業）

- 連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）確保を促進するため、代替保育や交流事業等に必要な経費を交付
- 国が示す期限である令和6年度末までに卒園後の3歳児の受け皿等となる連携施設を確保するため、交付金メニューを拡充

第2子保育料無償化等で増加が見込まれる保育ニーズも見据えた入所枠を確保



待機児童を含む利用保留児童の解消に向けた取組

○ 保育人材の確保対策事業

《国制度による取組》

- 保育士宿舍借り上げ支援事業
- 保育体制強化事業
- 保育補助者雇上げ強化事業

など

《本市独自の取組》

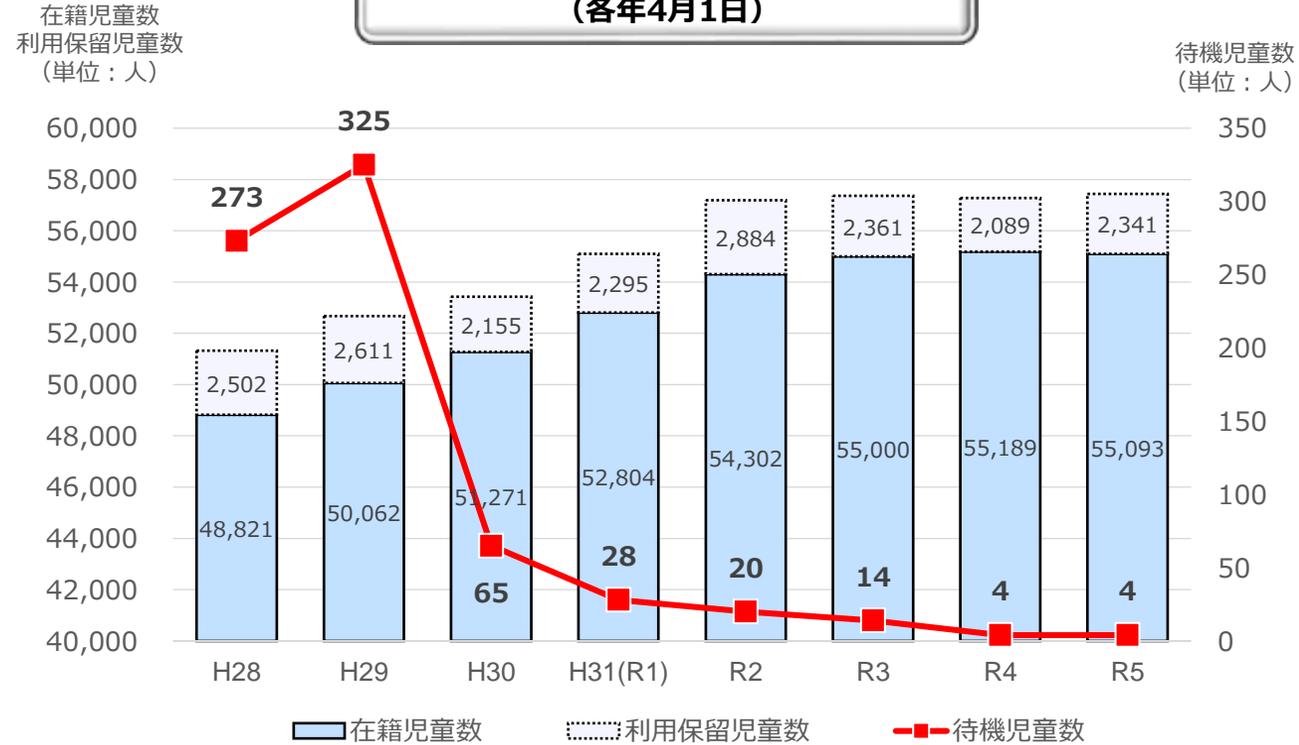
- 保育士定着支援事業
- 保育士働き方改革推進事業
- 0歳児途中入所対策事業
- 1歳児保育対策事業

など

○ 障がい児の受入れ強化

- 医療的ケア児対応看護師体制強化事業
- 特別支援保育担当保育士等の雇入れ費助成事業
- 特別支援保育物品購入助成事業

保育所等在籍児童数及び待機児童数
(各年4月1日)



※平成29年までは旧基準、平成30年は新基準による集計
【新基準】入所保留児童の保護者が育児休業を継続するが、復職意思がある場合や、他にも利用可能な保育所等を案内していない場合も、旧基準に加え待機児童数に含める。

在宅等育児への支援

在宅等子育て家庭の負担を軽減し、安心して子育てできるよう、
新たな支援策の実施に向けた準備・検討を行うとともに、支援メニューの受け皿を拡大

＜＜新たな在宅等支援の実施に向けた準備＞＞

○ 子育て応援ヘルパー派遣事業

- 育児にかかる負担が大きい0～2歳児を養育する全ての家庭が利用できる家事・育児支援の訪問サービスを令和7年度から事業開始するため、運用体制を確保し、事業周知や利用申請受付等を実施

・支援内容

- 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除など）
- 育児支援（おむつ交換、沐浴介助など）

○ こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業

- 0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月10時間まで定期的に保育所・認定こども園・幼稚園等を利用できる事業を試行的に実施



在宅等育児への支援

《在宅等子育て支援メニューの受け皿の拡大》

○ 新規事業者の参入促進や既存施設の安定的な運営の確保に取り組み、在宅等子育て支援メニューの受け皿を拡大

- 一時預かり事業（一般型）
 - ・0歳児加算や専任保育士の配置加算、賃料補助を創設するほか、利用人数に応じた補助基準額の細分化等を実施
- 子どものショートステイ事業
 - ・専任職員配置加算や専用居室整備補助を創設
- 病児・病後児事業
 - ・賃料補助や当日キャンセル対応加算を創設
- 産後ケア事業
 - ・支援を必要とする全ての方が利用できる提供体制を確保

《利用者の負担軽減に向けた検討》

○ 子育てサポートアプリの構築に向けた検討

- 在宅等子育て支援メニューの利用者の負担を軽減するため、アプリ構築に向けた調査・検討を実施



安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みの充実

○ 不妊治療費等助成事業

- 早期に検査を受け、適切な時期の治療につなげられるよう、不妊検査費用の一部を助成
- 保険適用されるまでの間、国に先駆け、先進医療に関する治療費の一部を助成

○ 妊産婦健康診査

- 妊婦健康診査を公費負担（14回）
 - ・1人あたりの公費負担額
- | | |
|-------------|----------|
| 単体妊娠：受診券14枚 | 120,810円 |
| 多胎妊娠：受診券16枚 | 128,330円 |

○ 産後ケア事業

- 産後の心身の不調や育児不安を解消するため、ショートステイ・デイケア・アウトリーチによる支援を実施
- 産後ケアを利用しやすい環境を整えるため、国の制度に合わせて利用者負担額を軽減
- 実施施設に対し、安全管理対策に係る備品の購入費の一部を新たに補助

○ こども医療費助成

- 18歳（到達後の最初の3月末）までのこどもが医療機関等で受診した際の自己負担の一部を助成
 - ・令和6年4月から所得制限を撤廃し、全てのこどもに対して医療費を助成



安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みの充実

○ 保育所等における事故防止の取組強化

- 安全・安心な保育環境の整備を図るため、看護師等の配置に関する人件費を助成
- 認可外保育施設を含む全保育施設に、事前通告なしの巡回支援指導を実施

○ 休日保育支援事業

- 市内全域での市民の利用ニーズに対応するため、休日保育の実施に係る保育士の確保に必要な経費を助成



誰一人取り残さない学力の向上

○ 学力向上支援チーム事業

- 学力に課題の見られる全ての児童生徒に支援が行き届くよう、データ等の根拠に基づき支援を実施
・スクールアドバイザーによる訪問指導、学びサポーター等による個別支援

○ 学習動画コンテンツ配信モデル事業

- 学習理解の更なる定着のため、学校や家庭で豊富な学習動画を視聴できる環境をモデル校（49校）に整備し、在籍する児童生徒等を対象に配信



教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

○ 学校教育ICT活用事業

- 1人1台端末を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを推進
- ICTを活用した学習指導の充実を図るため、ICT教育アシスタントを配置

人材の確保・育成としなやかな組織づくり

○ 総合教育センターを活用した教員の資質・教職の魅力向上事業

- 「教員の総合バックアップセンター」として、大阪教育大学天王寺キャンパス内に令和6年4月開設
・教員が学び続けることができるよう支援する場、多様な人材等と交流できる場として「シナジースクエア」の創設
- ・教育データを基盤とした高度な調査分析・施策企画を行うシンクタンク統括室の設置
- ・教職の魅力向上イベントや教員の採用前研修を実施

○ ブロック化による学校支援事業

- 教育委員会事務局を4ブロック化し、各校の課題に対応したきめ細やかな支援等を実施
- 放課後学習等を支援する学びサポーター（週10時間）に加え、個々の児童生徒に応じた授業中の支援を担うサポーター（週15時間）を全小中学校等に配置

○ 児童・生徒の急増に伴う教育環境改善

- 北区、中央区、西区の小中学校の校舎増築等を重点実施

○ 生野区西部地域の学校再編等の取組

- 学校再編の推進
- まちの活性化に向けた学校跡地の活用



大阪教育大学天王寺キャンパス
みらい教育共創館

人材の確保・育成としなやかな組織づくり

○ ワークライフバランス支援員の配置

- 教頭職の業務負担を軽減し、働きやすい環境を整備するため、ワークライフバランス支援員の配置校を70校から100校に拡充

○ スクールサポートスタッフ配置事業

- 教員の負担を軽減し、教員が本質的に担う業務に専念できるようにするため、スクールサポートスタッフを全小中学校等に配置
 - ・週30時間配置（309校）、週15時間配置（105校）

○ 部活動指導員活用事業

- 部活動による教員の長時間勤務の解消に向け、部活動指導員の配置を530人から580人に増員

○ 部活動の地域移行事業

- 休日の部活動について、地域移行のモデル研究を実施
 - ・民間委託により、4拠点（東淀川区・都島区・西区・東住吉区）で実施

○ 本務教員による欠員補充制度の創設（特別専科教諭の配置）

- 全国的な教員不足のなか、年度途中からの産休・育休取得者等の代替講師に欠員が生じている状況を解消するため、本市独自で65名の本務教員を配置

こどもたちへの学び・体験の機会等の提供

○ 習い事・塾代助成事業

- 子育て世帯の経済的負担を軽減し、こどもたちが学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供
- 学校外教育に利用できる「大阪市 習い事・塾代助成カード」を交付（月額1万円を上限に助成）
- 令和6年10月から所得制限を撤廃し、全ての小学5・6年生、中学生に対して助成
小学5～6年生：約40,000人 中学1～3年生：約60,000人



○ 児童いきいき放課後事業

- 小学校の教室等において、放課後等における児童の安全安心な居場所を提供するとともに、遊びやスポーツ等の様々な活動を通じて児童の健全育成を推進
- 活動室の狭隘化や支援が必要な児童等の増加など、直面する重要課題へ対応するため、指導員の追加配置などにより事業を再構築



○ 留守家庭児童対策事業

- 医療的ケア児を含む障がい児の受入れ強化のため、放課後児童クラブを対象に、看護師等の配置に関する人件費及び環境備品購入費を補助
- 医療的ケア児受入れ促進のため、新たに送迎支援の補助を実施

児童虐待防止対策の充実《重大な児童虐待ゼロに向けた取組》

○ こども相談センターの機能強化

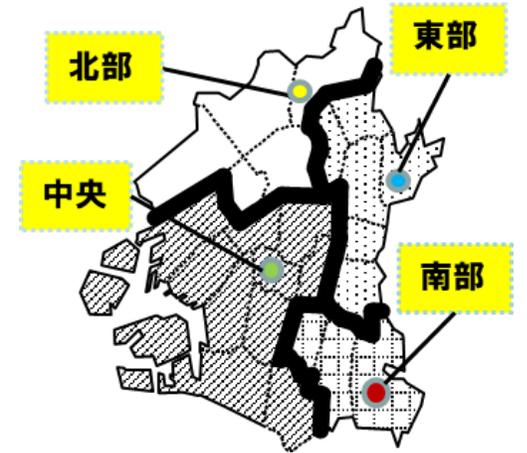
- 市内に4か所目の児童相談所を設置するとともに、一時保護所の個室化など家庭的な環境の確保に向け、現施設の移転建替等を実施
 - ・北部こども相談センターの開設（令和3年4月）
 - ・中央こども相談センターの建替え（令和6年度開設予定）
 - ・東部こども相談センターを鶴見区に設置（令和8年度開設予定）
 - ・南部こども相談センターの再整備（令和8年度開設予定）

○ 家事・育児訪問支援事業

- 子育てに対して不安や負担を抱えている要保護家庭等やヤングケアラーのいる家庭の居宅を訪問し、家事・育児を支援することで、虐待リスク等の高まりを未然に防止

○ 妊産婦等生活援助事業

- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を支援するため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や関係機関との連携を推進
- 令和7年4月からの事業開始に向けて専用居室の整備など開設準備等を実施



4か所整備後の管轄区域



児童虐待防止対策の充実《社会的養護を必要とする児童の環境整備等》

○ 里親子への一貫した支援体制の構築

- フォスタリング（里親養育包括支援）業務を、各こども相談センター単位で民間委託化し、民間ならではのアイデアやネットワークの活用により、さらなる里親等委託を推進

○ こどもの権利擁護環境整備事業

- 社会的養護のもとで暮らすこどもの意見表明等を支援するとともに、こどもの申立てに応じて、審議会において調査審議・意見具申等を行う仕組みを整備するなど、こどもの権利が守られる体制を構築



※ 関連項目

「大阪児童虐待防止推進会議」

ヤングケアラーの支援

○ ヤングケアラー支援推進事業

- ▶ こどもやその家族と関わる関係者（学校、福祉、医療、地域）をはじめとして、広く市民に理解促進や社会的認知度向上のための広報啓発等を実施

○ スクールカウンセラー事業

- ▶ こどもたちの日々の変化に気づきやすい学校において、家庭のことを相談しやすい環境を整備するため、スクールカウンセラーを増員し、全ての市立小中学校等において、概ね2週間に1回以上相談支援ができる体制を構築

○ スクールソーシャルワーカーの配置

- ▶ 表面化しにくいヤングケアラーを早期に発見し、支援の必要なこどもや世帯を見逃さない仕組みを構築するため、スクールソーシャルワーカーを各区役所に配置
 - ・児童生徒のアセスメント及び支援方針の検討、教員への助言を実施
 - ・スクールカウンセラーと連携し、早期発見・課題解決を実現

○ ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業

- ▶ もと当事者も参加するオンラインサロンやレスパイトイベントのほか、市内に拠点を構えたピアサポートを行うとともに、希望に応じて関係機関（区役所等）への同行支援などを実施
- ▶ 外国語対応が必要な家庭に対し、通訳派遣を実施

○ 家事・育児訪問支援事業（13ページ参照）



こどもの貧困に対する取組

○ 地域・大学等教育機関・企業・行政の協働により社会全体で支える仕組みづくり

- 大阪市こどもサポートネット
 - ・学校・区役所・地域の連携で支える仕組みにより、課題を抱えているこどもや子育て世帯を総合的に支援
- こども支援ネットワーク事業
 - ・こどもの居場所や企業、社会福祉施設等によるネットワークを構築し、こどもの居場所へ企業等からの物資提供の支援を届ける仕組みづくり及び地域で活動するこどもの居場所を活性化
- 大阪市こどもの居場所開設支援事業
 - ・こどもの居場所（こども食堂等）を新たに設置する団体に開設経費を補助



こどもの貧困に対する取組

○ 区の実情を踏まえた取組やこどもの学び・生活基盤の確立支援などの取組

- 不登校児童・生徒への支援
 - ・不登校の児童・生徒が一步踏み出せる取組を新たに実施（淀川区）
 - ・モデル事業の効果をふまえ、対象校や専門家の派遣回数を拡充（中央区・東成区）
- 学習習慣の定着・居場所づくり
 - ・小中学校やこどもの居場所への学習指導員等の配置や派遣、民間事業者を活用した課外学習支援を実施 など
 - 学習習慣の定着の取組：令和5年度末 135か所 居場所づくりの取組：令和5年度末 15か所
- 高校中退者等への支援策
 - ・市内にある府立高校への出張授業や生徒へのアウトリーチ、LINE等の活用による相談受付を実施
- ひとり親世帯への支援策
 - ・ひとり親世帯の就業による自立を促進するため、資格取得等に関する費用を補助

※ 関連項目

「大阪市こどもの貧困対策推進本部」、「子どもの生活に関する実態調査」、「こどもの貧困対策推進計画」

子育て・教育環境の充実

安全・安心な教育環境の実現

○ いじめ等防止対策

- 「いじめ第三者委員会」を常設し、事案発生時の速やかな対応を実現

○ 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）等の開設

- 大阪市立心和中学校を令和6年4月に開校
- 本市の不登校対策の中核的役割を担う登校支援室を併設

○ 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）のモデル配置

- 不登校児童生徒や登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒の社会的自立に向けた支援として、スペシャルサポートルームをモデル校（24校）に設置し、支援員を各校1人配置

多文化共生教育の推進

○ 外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業

- 市内4つの共生支援拠点において、日本語指導及び母語・母文化の保障の取組、多文化共生教育の取組を支援
- 社会情勢の変化に伴う外国からの編入児童生徒の増加に対応するため、日本語指導に関わる体制を強化
・日本語指導員コーディネーターの増員、リモート（オンライン）通訳のモデル導入 など

○ 外国につながる児童生徒の学習言語定着支援事業（27ページ参照）